

議案第51号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の117の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の117の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の122の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の122の5の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。